

さぬき市まちづくり寄附制度(ふるさと納税)にご協力ください!

「さぬき市を応援したい!」という想いを、寄附を通じて実現してみませんか?
お盆や夏季休暇は、市民の皆さんの親類や友人などが多く帰省される時期です。ぜひ周りの皆さんに広くこの制度をお知らせいただき、さぬき市への応援をお願いいたします!

寄附の使い方

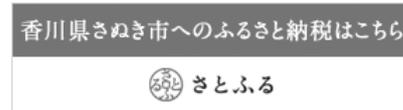
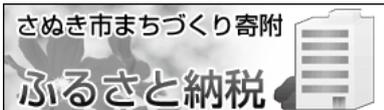
さぬき市では、個人様からの寄附「ふるさと納税」と、法人・団体様からの寄附をあわせて、「さぬき市まちづくり基金」に積み立て、寄附者の意向に沿った事業に活用させていただきます。

寄附の方法

寄附申込書に必要事項をご記入いただき、秘書広報課へ申し込んでいただくか、もしくは、ふるさと納税サイト「さとふる」からお申し込みください。

<http://www.city.sanuki.kagawa.jp/hurusatonouzei>

<http://www.satofull.jp/city-sanuki-kagawa/>



寄附のお礼の品

さぬき市外在住のご寄附をいただいた方には、感謝の気持ちを込めて、さぬき市の特産品等を寄附金額に応じてお送りします。詳細は市のホームページをご覧ください。

寄附に伴う優遇税制

さぬき市への寄附は、確定申告を行っていただくことで税法により優遇措置を受けることができます。(ふるさと納税はワンストップ特例制度も利用できます。)

- 【所得税】 適用下限額2千円を超える部分について、寄附金控除が受けられます。
- 【住民税】 適用下限額2千円を超える部分について、通常の寄附金控除に加え、特例控除が受けられます。特例控除は住民税の所得割額の20%が上限となります。

なお、ワンストップ特例制度を利用する場合は、所得税からの控除は行われず、その分を含め住民税から控除されます。

【法人の場合】 全額が損金算入されます。

* 優遇制度について、詳しくはお住まいの市区町村の税担当課にお問い合わせください。

皆さまからの応援を心からお待ちしています。

※詳しくは、市のホームページをご覧ください。秘書広報課までお問い合わせ下さい。

【問】秘書広報課 ☎(087)894-6372

お持ちですか? マイナンバーカード

* あなたの人生とともに歩むマイナンバー(個人番号)

あなたの人生のなかで、マイナンバーの提供が必要となきつて、意外とたくさんあるんです!



出生 進学

預貯金口座の開設に
銀行や
郵便局へ

就職

アルバイト、パート
就職のときに
職場へ

結婚 出産 育児 マイホーム

児童手当や出産育児一時
金の申請で市町村や健康
保険組合へ

税金の申告
で税務署や
市町村へ

資産運用の手続
きて銀行や証券
会社へ

定年退職/再就職

年金給付の手続きに
日本年金
機構へ

年金受取開始

福祉や介護の手続き
で市区町村へ

介護

死亡 相続

相続税の申告などで
税務署へ

お持ちの申請書に記載の、住所や氏名に変更がある場合や、紛失等で申請書をお持ちでない場合は、市民課および支所で新しい申請書をお渡ししています。マイナンバーや氏名等の情報を印字しますので、ご本人または同じ世帯の方が本人確認書類をお持ちください。

マイナンバーカードの作り方

① 交付申請します

郵便による
申請

パソコンによる
申請

スマートフォンによる
申請

まちなかの
証明用写真機
からの申請

② 交付通知書(はがき)がご自宅に届きます。

申請してから、
約1か月かかります。

③ 市民課窓口に取り取りに行きます。

必要な持ち物をお持ちになり、交付通知書(はがき)に記載された期限までに、ご本人がお越しください。交付場所は、市民課です。

最終期限のお知らせ

マイナンバーカードを申請された方で交付の再通知を受け取った方は、受取の最終期限が8月末までとなっています。受取の意思がある方はお急ぎください。

【問】市民課 ☎(087)894-9218